

## 市民と市長とのテーマトーク（懇談会）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、市政に関する具体的なテーマの下に市民と市長が懇談する場を設けることにより、市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とすることを目的に、市民と市長とのテーマトーク（懇談会）（以下「テーマトーク」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象団体等）

第2条 テーマトークの開催の申込みをすることができる団体、グループ等（以下「対象団体等」という。）は、次に掲げる団体、グループ等とする。

（1）自治会

（2）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者により構成する団体又は企業若しくは学校のサークル

（3）その他前号に掲げる団体、グループ等に類する団体、グループ等として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる団体、グループ等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体、グループ等は、対象団体等としない。

（1）政治的又は宗教的な活動を行うことを目的とするとき。

（2）暴力的不法行為を行うおそれがある組織若しくは個人が属し、又は当該組織若しくは個人の利益を図ることを目的とする団体、グループ等であるとき。

（3）その他市長がテーマトークを開催する団体、グループ等として適当でないと認めるとき。

（主催）

第3条 テーマトークは、第11条第1項の規定によりテーマトークの開催の決定を受けた対象団体等（以下「共同開催団体等」という。）と八代市の共同開催とする。

（テーマ）

第4条 テーマトークのテーマは、広く市民生活に関する事柄の中から、次に掲げる分野を参考に、第10条の規定によりテーマトークの開催の申込みをする対象団体等が設定する。

（1）住民自治について

（2）医療や福祉、子育てについて

（3）交通安全や防犯、防災について

（4）産業や観光について

（5）教育や文化、スポーツについて

（6）環境保全について

(7) 道路や上下水道、情報の整備について

(8) 行財政について

(参加人数)

第5条 共同開催団体等からテーマトークに参加することができる人数は、おおむね10人から30人までとする。ただし、共同開催団体等から特に希望があるときは、参加人数について別途協議するものとする。

(開催日時及び回数)

第6条 テーマトークの開催日時は、原則として平日の午前9時から午後9時までの間でおおむね90分以内の時間とする。

2 テーマトークの開催回数は、月に2回程度とする。

(開催場所)

第7条 テーマトークの開催場所は、原則として共同開催団体等が設定した場所(市内に限る。)とする。

(開催方法)

第8条 テーマトークの開催方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 原則として、会場の手配、準備等は、共同開催団体等が行う。

(2) 会場使用料等は、共同開催団体等が負担する。

(3) 市長側の出席者は、市長のほか市長が必要と認める職員とする。

(4) 共同開催団体等及び市長は、自由な雰囲気に対話できるような会の進行に努めることとする。

(5) テーマトークは、質疑や意見交換をする場とし、一方的な要求、苦情等は、話題としない。

2 テーマトークの内容は、共同開催団体等の代表者の趣旨説明、テーマについての市長説明及び市民と市長との懇談を基本とする。

(募集)

第9条 テーマトークの開催を希望する対象団体等は、広報やつしろ、市ホームページ等を通じ募集する。

(開催申込み)

第10条 テーマトークの開催を希望する対象団体等は、別紙申込書に所定の事項を記入し、開催を希望する日の2か月前までに市長公室秘書広報課へ持参、郵送、ファックス又はメールにより提出するものとする。

2 同一の対象団体等の開催申込みは、同一の年度において1回までとする。

(開催決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、テーマトークの開催の可否を決定し、当該申込みをした対象団体等に通知するものとする。

2 市長は、テーマトークの開催決定後、緊急の事情が生じたときは、テ

テーマトークの開催を延期することができる。

(公表)

第12条 開催したテーマトークの概要は、広報やつしろ、市ホームページ等で公表する。

(庶務)

第13条 テーマトークの庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、テーマトークの開催について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月11日市長公室長専決)

この要領は、令和元年7月11日から施行する。